

Q

20

補助人であることの証明

補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。



A

郵送で請求する場合は、東京法務局に「登記事項証明書」を申請してください。窓口で証明書の交付を求める場合は、東京法務局民事行政部後見登録課又は東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課（滋賀県では大津地方法務局戸籍課のみ）に申請してください（後記「法務局関係申請書」参照）。

【登記事項証明書】

補助が開始されると、法定後見の種類、補助人の氏名、住所、被補助人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録されます。登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、これが、補助人であることの証明書になります。申請に当たっては、事前に申請先の法務局に必要な書類等をご確認ください。

【登記事項証明書の申請（郵便申請の場合 申請先：東京法務局）】

郵送で申請する場合は、東京法務局に対して申請してください。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階）
東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）

【登記事項証明書の申請（窓口申請の場合 申請先：大津地方法務局）】

窓口で申請する場合は、大津地方法務局戸籍課に対して申請してください。戸籍課の窓口では、郵送による交付申請はできませんので、ご注意ください。

【審判書謄本・審判の確定証明書】

東京法務局に登録されるまでには、審判後約1か月かかります。審判が確定してから、東京法務局に登録されるまでに、金融機関等から、補助人であることの証明として、家庭裁判所の審判書謄本と、審判の確定証明書の提示を求められることがあります。

審判書謄本は、すでに補助人のお手元に届いていますが、追加の交付も可能です。手数料は審判書謄本1枚につき150円（収入印紙）です。

確定証明書は、補助人が審判書謄本を受け取ってから2週間経過し、その間に即時抗告の申立てがない場合に交付できます。手数料は150円（収入印紙）です。

審判書謄本、確定証明書の交付申請先は、いずれも家庭裁判所です。お問い合わせは、審判書謄本に記載されている書記官あてにお願いいたします。